

加盟店情報の共同利用について

1) 当社が指定するカード会社との共同利用

当社は、下記（１）に定める利用範囲と下記（３）に定める利用目的において、当社加盟店または加盟申込者（それぞれの代表者を含む。以下同じ）の下記（４）記載の情報（以下「加盟店情報」という）を、共同利用いたします。

（１）共同利用の範囲

三菱UFJニコス株式会社が指定するカード会社（DC標章を冠したクレジットカードシステム加盟のカード会社・UFJカード標章を冠したクレジットカードシステム加盟のカード会社）

（２）共同利用の管理責任者

三菱UFJニコス株式会社

なお、「三菱UFJニコス株式会社が指定するカード会社」は、次のホームページにてご確認頂けます。（URL）<https://www.cr.mufg.jp/corporate/company/overview/group.html>

（３）共同利用の目的

- ① 加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他取引上の判断のため（利用する情報は、次項（４）表①から⑤）
- ② 当社のクレジット関連事業における市場調査・商品開発。（利用する情報は、次項（４）表①②③）
- ③ 当社または加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の会員宛送付および電話等による、営業案内（利用する情報は、次項（４）表①②③）

（４）共同利用する情報項目

①	加盟店の称号（名称）所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅手線を番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。
②	加盟申込日、加盟店審査、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と両社との取引に関する情報。
③	加盟店のクレジットカードの取扱状況（他社カードを含む）に関する情報および取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実）。
④	両社が取得した加盟店クレジットカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報。
⑤	加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報。
⑥	両社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の書類または公表された情報に記載もしくは記録された情報。
⑦	官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。
⑧	差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。
⑨	行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に対する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）および加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
⑩	割賦販売法35条の3の5及び割賦販売法35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
⑪	割賦販売法に基づき同施行規則60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項。

⑫	個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項。
⑬	会員から両社に申し出のあった内容及び当該内容について、両社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報。
⑭	加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
⑮	加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記⑨乃至⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報。
⑯	上記の他会員の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。

2) 加盟店情報機関における共同利用

当社は、下記（１）表に記載する当社が加盟する加盟店情報機関に対し、加盟申込書等により取得した下記（２）表の「登録される情報」を登録し、下記（２）に定める「共同利用の目的」および「共同利用の範囲」の中で共同利用いたします。

（１）当社が加盟する加盟店情報機関

加盟機関名 (管理責任者)	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル1階	03-6738-6626 月～金曜日(祝日、年末・年始は除きます) 午前10時～正午/午後1時～午後4時	http://www.jcca-office.gr.jp/
社団法人日本クレジットカード協会 加盟店情報交換センター	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1住友生命日本橋小網町ビル	03-5643-0011 月～金曜日 午前10時～午後5時(年末・年始等を除きます) ※詳細はお問い合わせください。	http://www.j-credit.or.jp/

（２）加盟店情報機関に登録される情報と共同利用の範囲および共同利用の目的

名称 (管理責任者)	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	日本クレジットカード協会 加盟店情報交換センター
共同利用の範囲	日本クレジットカード協会の加盟各社のうち日本クレジットカード協会加盟店信用情報センターを利用している各社(参加会員は、下記ホームページに掲載しています。) http://www.jcca-office.gr.jp/	登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジットカード協会会員であり、かつセンター会員会社(参加会員は、社団法人日本クレジットカード協会のホームページに掲載しています。) http://www.j-credit.or.jp/

<p>登録される情報</p>	<p>①当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ②加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ③会員が加盟店情報を利用した日付</p>	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のため必要な調査の事実および事由。 ②包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実および事由。 ③包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由。 ④利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報。 ⑤利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われるかどうか判断することが困難な情報。 ⑥行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、JDMセンターが収集した情報。 ⑦包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジット情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由。 ⑧包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正使用の防止に支障が生じるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由。 ⑨包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報。 ⑩上記⑦から⑧に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由。 ⑪上記②及び⑩の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが</p>
----------------	---	---

		見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由。 ⑫上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。
共同利用の目的	上記共同利用の範囲に記載された会社による不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合及び加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等	割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査等のため。

3) 個人情報の「開示等」の手続きについて

当社加盟店または加盟申込者は、当社および当社が加盟する加盟店情報機関に対して法の定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 当社に開示等を求める場合には、下記窓口にご連絡下さい。

【お問合せ窓口】

株式会社いわぎんディーシーカード お客様相談室
〒020-0021 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号（岩手銀行本店内）
電話番号：019-622-1073（代表）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始は除く）

(2) 当社が加盟する加盟店情報機関に開示等を求める場合には、上記記載の各窓口にご連絡下さい。